京都市交通局広告取次人規程の一部を改正する規程を公布する。 令和5年3月31日

京都市公営企業管理者 交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第19号

京都市交通局広告取次人規程の一部を改正する規程京都市交通局広告取次人規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別記様式	別記様式
広告取次人指定申請書	広告取次人指定申請書
年 月 日	年 月 日
京都市公営企業管理者交通局長 殿	京都市公営企業管理者交通局長 殿
住所	住所
商号又は名称	商号又は名称
代表者氏名 印	代表者氏名
貴局の広告取次人に指定していただきたいので、別紙書 類を添付して申請します。	貴局の広告取次人に指定していただきたいので、別紙書 類を添付して申請します。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部営業推進課)